

○東京藝術大学『共生社会』をつくるアートコミュニケーション
共創拠点推進機構要項

〔 令和4年3月3日
制 定 〕

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学『共生社会』をつくるアートコミュニケーション共創拠点推進機構（以下「共創拠点推進機構」という。）を置く。

(目的)

第2条 共創拠点推進機構は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「共創の場形成支援プログラム」に採択された『共生社会』をつくるアートコミュニケーション共創拠点」（以下「拠点事業」という。）を形成し、「芸術とテクノロジーの融合による誰もが孤立しない共生社会の実現」に向けた研究開発・社会実装と、持続的なプラットフォームの構築を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 共創拠点推進機構は、前条の目的を達成するため、特任教員、特任研究員、特任事務職員、非常勤講師及びその他必要な者を置くことができる。

2 共創拠点推進機構に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) プロジェクトリーダー（以下「P L」という。）
- (2) 副プロジェクトリーダー（以下「副P L」という。）
- (3) プロジェクトリーダー補佐（以下「P L補佐」という。）
- (4) その他、P Lが必要と認めた者

3 P Lは、共創拠点推進機構および拠点事業全体の運営と研究開発活動を統括する。

4 P Lはアートイノベーション推進機構本部会議の議を経て、本学職員からアートイノベーション推進機構長が指名する者をもって充てる。

5 副P L及びP L補佐は、拠点事業の運営支援並びに研究開発活動の研究戦略・企画等をサポートする。

6 副P Lは、拠点事業参画者のうち、本学職員からP Lが指名する者をもって充てる。

7 P L補佐は、拠点事業参画者のうち、本学役職員からP Lが指名する者をもって充てる。

(推進委員会)

第5条 共創拠点推進機構に、拠点事業の体制及び計画、その他必要な事項について審議するため推進委員会を置く。

2 推進委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、P Lが別に定める。

(研究計画等の承認)

第6条 本学における拠点事業の研究計画、体制、予算計画は、推進委員会の議を経てP Lが決定するものとする。

(庶務)

第7条 共創拠点推進機構および拠点事業に関する事務は、戦略企画課が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、共創拠点推進機構および拠点事業の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年3月3日から施行する。